

令和 3 年度
定期監査結果報告書

つがる市監査委員

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査について

この監査は、つがる市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

3 監査の実施期間

令和3年10月1日 から 令和3年11月12日 まで （前期日程）

令和4年1月5日 から 令和4年1月21日 まで （後期日程）

4 監査の対象

令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行

5 監査の実施対象部署

（前期）

消防本部	総務課、予防課、警防課、つがる市消防署、北消防署
総務部	稲垣出張所、車力出張所
建設部	土木課、建築住宅課、下水道課
福祉部	健康推進課、介護課、保護課、福祉課
教育委員会	教育総務課、社会教育文化課、指導課、出先機関及び関連施設
選挙管理委員会事務局	
議会事務局	
農業委員会事務局	

（後期）

民生部	市民課、国民健康保険課、環境衛生課
財政部	税務課、収納課、管財課、財政課
経済部	農林水産課、商工観光課、地域ブランド対策室、出先機関及び関連施設
総務部	秘書広報課、つがる出張所、企画調整課、地域創生対策室、総務課、東京事務所
会計課	

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的に行われているか。

7 監査の実施内容

予算の執行、収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理及び一般行政事務等に対する関係書類を抽出し、所管の長以下関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

「1 監査について」から「7 監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的に行われていると認められた。

なお、今後も業務遂行にあたっては、各部局内部統制の下、法令等に準拠するとともに、適正な予算執行及び公文書作成・保存・管理を徹底されたい。